

事業区分		(1) 障害福祉サービス施設・事業所等のサービス継続支援事業	(2) 障害福祉サービス施設・事業所等との協力支援事業	
対象サービス種別	事業区分	① 利用者又は職員が新型コロナウイルスの感染者が発生した施設・事業所 ※ 職員が濃厚接触者となり職員が不足した場合を含む。 ② 濃厚接触者に対応した施設・事業所 ③ 対象サービス：No.1からNo.25 ④ 都道府県、保健所を設置する市並びに特別区から休業要請を受けた事業所 ⑤ 発熱等の症状を呈する利用者又は職員は施設・事業所 ⑥ 発熱等の症状を呈する利用者又は職員は施設・事業所 ⑦ 発熱等の症状を呈する利用者又は職員は施設・事業所 ⑧ 発熱等の症状を呈する利用者又は職員は施設・事業所 ⑨ 発熱等の症状を呈する利用者又は職員は施設・事業所 ⑩ 発熱等の症状を呈する利用者又は職員は施設・事業所 ⑪ 発熱等の症状を呈する利用者又は職員は施設・事業所 ⑫ 発熱等の症状を呈する利用者又は職員は施設・事業所 ⑬ 発熱等の症状を呈する利用者又は職員は施設・事業所 ⑭ 発熱等の症状を呈する利用者又は職員は施設・事業所 ⑮ 発熱等の症状を呈する利用者又は職員は施設・事業所 ⑯ 発熱等の症状を呈する利用者又は職員は施設・事業所 ⑰ 発熱等の症状を呈する利用者又は職員は施設・事業所 ⑱ 発熱等の症状を呈する利用者又は職員は施設・事業所 ⑲ 発熱等の症状を呈する利用者又は職員は施設・事業所 ⑳ 発熱等の症状を呈する利用者又は職員は施設・事業所 ㉑ 発熱等の症状を呈する利用者又は職員は施設・事業所 ㉒ 発熱等の症状を呈する利用者又は職員は施設・事業所 ㉓ 発熱等の症状を呈する利用者又は職員は施設・事業所 ㉔ 発熱等の症状を呈する利用者又は職員は施設・事業所 ㉕ 発熱等の症状を呈する利用者又は職員は施設・事業所 ㉖ 発熱等の症状を呈する利用者又は職員は施設・事業所 ㉗ 発熱等の症状を呈する利用者又は職員は施設・事業所 ㉘ 発熱等の症状を呈する利用者又は職員は施設・事業所 ㉙ 発熱等の症状を呈する利用者又は職員は施設・事業所	① ①以外の事業所であって、自宅で生活している利用者に対して、当該事業所の職員が利用者の居室等への訪問により、できる限りのサービスを提供した事業所(※3) ② 対象サービス：No.1からNo.10 ③ 対象サービス：No.1からNo.29	
		① 療養介護 2 生活介護 3 自立訓練(機能訓練) 4 自立訓練(生活訓練) 5 就労移行支援 6 就労継続支援A型 7 就労継続支援B型 8 児童発達支援 9 医療型児童発達支援 10 放課後等デイサービス 11 短期入所 12 施設入所支援 13 共同生活援助(介護サービス包括型) 14 共同生活援助(日中サービス支援型) 15 共同生活援助(外泊サービス利用型) 16 福祉利用型居宅介護施設 17 医療型障害児入所施設 18 居宅介護 19 重度訪問介護 20 同行支援 21 行動支援 22 就労定着支援 23 自立生活援助 24 居宅訪問型児童発達支援 25 保育所等訪問支援 26 計画相談支援 27 地域移行支援 28 地域定着支援 29 障害児相談支援	1,978千円/事業所 631千円/事業所 316千円/事業所 288千円/事業所 228千円/事業所 221千円/事業所 279千円/事業所 294千円/事業所 271千円/事業所 172千円/事業所 257千円/事業所 146千円/事業所 1,013千円/施設 335千円/事業所 259千円/事業所 150千円/事業所 985千円/施設 529千円/施設 107千円/事業所 175千円/事業所 60千円/事業所 106千円/事業所 35千円/事業所 19千円/事業所 30千円/事業所 35千円/事業所 60千円/事業所 36千円/事業所 38千円/事業所 37千円/事業所	989千円/事業所 316千円/事業所 144千円/事業所 114千円/事業所 110千円/事業所 140千円/事業所 147千円/事業所 136千円/事業所 86千円/事業所 128千円/事業所 73千円/事業所 506千円/施設 167千円/事業所 129千円/事業所 75千円/事業所 493千円/施設 264千円/施設 67千円/事業所 23千円/事業所 41千円/事業所 17千円/事業所 9千円/事業所 11千円/事業所 13千円/事業所 25千円/事業所 18千円/事業所 19千円/事業所 18千円/事業所
		対象経費	○ (1) ①から⑯に該当する施設・事業所等の場合 ・緊急費用に係る費用、報酬賃金・手当、職業紹介料、損害賠償保険の加入費用(別添2のとおり、障害者支援施設等に限る) ・施設・事業所の消毒、清掃費用 ・感染症発生時の処理費用 ・感染者又は濃厚接触者への対応に伴い在庫不足が見込まれる衛生・防護用品の購入費用 (以下の費用は、代替サービス提供期間のみに限る) ・代替サービス提供に伴う緊急費用に係る費用、報酬賃金・手当、職業紹介料、旅費、損害賠償保険の加入費用 ・代替サービス提供に伴う緊急費用に係る費用、報酬賃金・手当、職業紹介料、損害賠償保険の加入費用(別添2のとおり、障害者支援施設等に限る) ・居宅介護事業所に所属する居宅介護職員による同行指導への謝金 ・利用者を訪問して健康状態や相談援助等を行うため緊急かつ一時的に必要となる車や自転車のリース費用 ・通所できない利用者や安否確認等のためのタブレットのリース費用(通信費用は除く) ○ (1) ⑰に該当する事業所・施設等の場合 ・一定の要件に該当する自費検査費用(別添2のとおり、障害者支援施設等に限る)	○ 利用者受入や職員の応援派遣に係る費用 ・追加に必要な人員確保のための緊急雇用に係る費用、報酬賃金・手当、職業紹介料、旅費、宿泊費、損害賠償保険の加入費用 ○ 居宅を訪問してサービスを提供する場合に必要な費用 ・代替サービス提供に伴う緊急費用に係る費用、報酬賃金・手当、職業紹介料、損害賠償保険の加入費用 ・代替サービスの確保費用(使用料) ・代替場所や利用者宅への旅費 ・利用者を訪問して健康状態や相談援助等を行うため緊急かつ一時的に必要となる車や自転車のリース費用 ・通所できない利用者や安否確認等のためのタブレットのリース費用(通信費用は除く) ※上記費用は、代替サービス提供期間のみに限る。
		助成額の算定	○ (1) ①及び(2)についてそれぞれ基準価額を算定することとする。なお、令和3年度分の取扱いについては、施設・事業所が令和3年4月13日時点で第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長官通知の別添「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス事業所等に対するサービス提供の要請」に基づき、職員が利用者の居室又は施設場所においてサービスを提供している場合(※1)を除き、施設・事業所等が助成額を算定することとする。なお、助成額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。なお、(1)①から⑯及び(2)の施設・事業所のうち、特別な事情により基準価額を超えて助成する必要がある場合は、厚生労働省に個別協議の上、必要と認められる場合に限り基準価額を超えて助成することができる。	○ (1) ①及び(2)についてそれぞれ基準価額を算定することとする。なお、令和3年度分の取扱いについては、施設・事業所が令和3年4月13日時点で第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長官通知の別添「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス事業所等に対するサービス提供の要請」に基づき、職員が利用者の居室又は施設場所においてサービスを提供している場合(※1)を除き、施設・事業所等が助成額を算定することとする。なお、助成額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。なお、(1)①から⑯及び(2)の施設・事業所のうち、特別な事情により基準価額を超えて助成する必要がある場合は、厚生労働省に個別協議の上、必要と認められる場合に限り基準価額を超えて助成することができる。

※1 対象施設・事業所については、助成の申請時点で指定を受けている施設・事業所とし、休業中のものを除く。  
 ※2 多機能型事業所を含む。複合サービスを提供している事業所は、該当するそれぞれ別のサービスについて基準価額を算定することとする。  
 ※3 「居室で生活している利用者に対して、当該事業所の職員が利用者の居室等への訪問により、できる限りのサービスを提供した事業所」とは、障害福祉サービス提供要請に基づき、職員が利用者の居室又は施設場所においてサービスを提供している場合を指す。  
 ※4 「自主的に休業」とは、各事業者が定める運営規程の営業日において、営業しなかった日(利用者や職員の居室への訪問によるサービスの提供が困難な場合を含む。)を指す。